

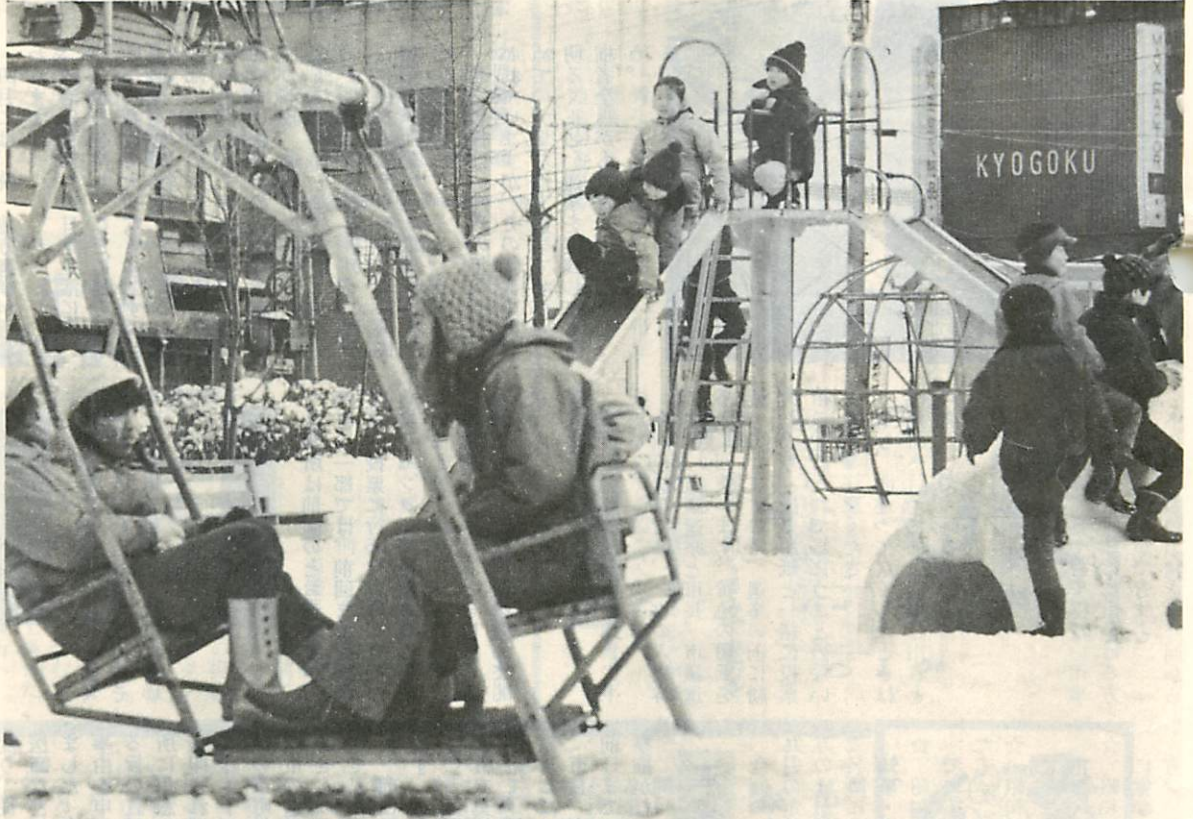
むらさき



# 市政だより

3月 / 15日

昭和46年 No. 264



春の

あしおと

間もなく「春分の日」を迎えますが、この日を境にして、北国にも春がかけ足でやって来ます。

室蘭地方も二月から三月にかけては、厳しい寒さのため「しばらく日」が続き、「春いまだし」の感じがありました。

しかし、融雪で、市内のあちこちにできた水溜りに映し出された街路樹やビルが、泥水をはねて走り去る車のため、ゆらぎ、春間近しの気配が感じられます。

春近しを感じてか、真白い雪でおおわれた小公園内でも、子どもたちが、柔らかい日ざしのもとで、元気に遊んでいました。

さて、暖い春を早くむかえるため、除雪や氷割などして、家の回りをきれいにしましょう。

写真 中央町小公園にて



# 統一地方選挙

知事・道議 4月11日

投票日

市長・市議 4月25日



四月には、統一地方選挙が行なわれます。

政治は私たちの日常生活に深いつながりを持ち、ことに地方自治は一番身近で大切なものです。「住みよい地域社会」をつくるためには、市民の一人一人が政治や選挙に主役として参加することが大切です。私たちの自由な意志を明日の市政、道政に反映するために立派な候補者を選びましょう。

また、この地方選挙が、これからの日本の政治や選挙を真に国民のものとするための第一歩と考えたいものです。

七〇年代は「内政の年代」といわれていますが、その年代のはじめの大切な地方選挙ですから、明るく正しい選挙を実践して、有権者全員がもれなく投票しましょう。

## 代理投票

投票用紙に候補者の名前を書くことができない方は、投票所でそのことを申し出ると、代りに書いてくれます。

## 投票区の変更

投票所は前回のとおりでですが、幸町の一部では、前回まで武揚小学校へ投票に行った方は、今回から文化センターで投票することになりました。

投票所へ出かけるときには、入場券でもう一度投票所を確かめてください。

## 入場券

今回の選挙では、一枚の入場券で知事、道議選挙と市長、市議選挙の二回使えます。黄色の用紙を使っていますので、選挙の前に紛失したり、投票用紙と一緒に投票箱の中に入れてしまうことのないようにご注意ください。

## 不在者投票

投票日の当日やむを得ない用事で出張したり、旅行に出かける方は、不在者投票ができます。

不在者投票の手続きが今回から

変わり、従来の事業主、市町村長、医師などの証明書がいらなくなり

ました。本人が不在者投票をする事由を申し立て、それが真実である旨の宣誓書(選管、各支所出張所に用意してあります)を書いて捺印すれば不在者投票ができます

昨年十二月十六日以降に道内の他の市町村から転入してきた方は本市の選挙人名簿に登録されていませんので、投票することができませんが、知事、道議選挙について、前住所地の不在者投票ができます。この場合は室蘭市に居住している証明書(市民課、各支所出張所で交付します)に、宣誓書を添えて、早めに前住所地の選挙に請求してください。

市長、市議の選挙では、投票日前日までに市外に転出した方は選挙権がなくなります。

## 選挙時登録

今回の地方選挙では、四十五年九月の定時登録で名簿に登録した方のほか、つきの方が選挙時登録で名簿に登録され、投票できます

知事・道議選挙  
☆ 昭和四十五年十二月十五日までに室蘭市に転入して届出をした方。

☆ 昭和二十六年四月十二日までに生まれた方。

市長・市議選挙  
☆ 昭和四十六年一月十三日まで室蘭市に転入して届出をした方。

## 選ぶ目が

### 生きて伸びゆく

### 地方自治

☆ 昭和二十六年四月二十六日までに生まれた方。

※なお、名簿に登録した方は、道の選挙では三月十七日から、市の選挙では四月十五日から、それぞれ五日間、市選管で名簿を縦覧しますので、必ず確かめてください。

## 市内転居

昭和四十六年二月十日までに、市内異動の手続きをした方は、新住所の名簿に登録されますが、二月十一日以後に異動の手続きをした方は、旧住所で投票することになります。

## 知事の立会演説会

北海道知事選挙の立会演説会が三月二十五日(木曜日)、午後六時から文化センターで行なわれます。

候補者の人物、経歴、政見などを知らせるため、よい機会ですので多数ご参集ください。

※統一地方選挙についての問合せは、室蘭市選挙管理委員会事務局(市役所三階 電二局一―一―内線三六四 三六五番)におたずねください。



## 有機溶剤やシンナー類

# 青少年育成に協力の店

ことしも卒業シーズン。毎年のことですが、この時期には少年の非行がふえてきます。学校からの解放感から、飲酒、喫煙をして遊ぶ、金ほしさの盗み、おどしといった犯罪にまで発展しています。金づかいが荒くなったとか、友だちづきあいが変わったと思ったらすぐ注意し、親子で話し合い、暖かい思いやりと、正しいしつけにより、前途ある少年を非行から守ってあげてください。

最近の週刊誌などの出版物には目にあまるところが数多く、また

シンナー等の乱用による非行も目立っております。市では、青少年健全育成のために、特に出版物、有機溶剤等の販売店に「青少年育成協力の店」として協力してもらう運動をすすめております。

これは、有害図書等を青少年の目にふれないように管理し販売する書店や有機溶剤等は用途などを確認して販売する店として、市長が「青少年育成協力の店」に指定し、標識を交付するものです。この「協力の店」は、店主の方

## 婦人学級開設 受講生募集

市教育委員会は、市内の婦人を対象に、子どもを養育するうえで必要な知識を身につけることと婦人自らの教養を高める目的で、つぎのとおり婦人学級を開設します。

開設期間は、四月から来年三月まで毎月一回（午前十時から十二時まで）開きます。希望の方は、はがき（住所、氏名、希望学級を明記）か電話で市教育委員会社会教育課へ申し込みください。

幼児教育学級  
幼児をおも  
ちの母親  
初等教育学級  
小学四年から六年生までの児童をおもちの母親  
中等教育学級  
中学生をおもちの母親  
高等教育学級  
高校生をおもちの母親  
女性中央講座  
婦人の方などなたでもよろしいです

学年末の非行をなくそう



家庭・学校・町ぐるみで非行を監視しよう

が進んで指定申請をすることができまますので協力ください。なお、くわしくは市役所青少年課におたずねください。

市では、昨年ひきつづき、室蘭商工会議所と北海道中小企業団体中央会の共催で、第二回

## 中小企業の 経営者研修会

- ・テーマ 七〇年代を勝抜く中小企業繁栄への提言
  - ・講師 日本コンサルタン トグループ専務取締役 甲 山 孝
  - ・参加料 一〇〇〇円（テキスト代、昼食代含む）
  - ・申込み 市役所商工課または室蘭商工会議所へ
- ※くわしくは申込み先へ



## 市街化調整区域内に 家を建てるには？

——市民——

問い 私は、将来、マイホームを建てようと思ひ、数年前に土地を買っておいたのですが、その土地が調整区域に入ってしまった。

調整区域でも、届け出をすれば建てられると聞きました。が本当でしょうか。

答え 市街化区域、調整区域は、昭和45年12月28日に告示（決定）され、調整区域内では、原則として土地造成や住宅建築ができなくなりました。しかし、調整区域が決める前に、この区域内に自分が居住するための土地を持っている方や、土地を借りておいた方には、「告示の日から六か月以内に市長に届け出をし告示の日から五年以内に市長の許可を受け、工事に着手することができるといふ特例

が認められています。

ただし、この場合、届け出をしようとする土地が、農地や採草放牧地であれば、告示の日までに農地転用許可を受けていること。建物については、自分の生活の本拠として住むための住宅や業務用のものに限られること（貸家、建売住宅、社宅、貸事務所、貸倉庫等は認められません）。

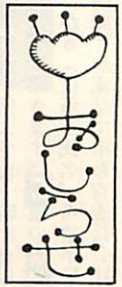
また、その土地が公道が建築基準法の指定道路に接していること。排水設備を完備することなど、いろいろな条件が定められています。

さて、あなたの場合、あなたの土地の所在地や形状などが不明のため、ここで即答できかねますが、まず、その土地が傾斜地などで造成する必要がある場合は、届け出をして宅地造成工事をしてください。また、宅地造成をしなくてもよい場合は、昭和50年12月27日までに、住宅の建築に着手しなければなりません。いずれにしても、まず、届け出ることが必要ですから、昭和46年6月27日までに、市長に届け出をしてください。

※届け出用紙は、市建築指導課にありますので、そこできわしくおたずねください。

この紙面は、みなさんのものです。話題や質問などを市役所広報係へお寄せください。





### 街路灯設置維持費

### 助成金交付申請

### を受付します

4月1日から

市では、明るいまちづくりをすすめるために、市内で公衆街路灯を新設し維持管理する団体などに対して、助成制度を設けております。早めに申請してください。

### 助成対象

新設：昭和46年4月から昭和47年3月までに新設する公衆街路灯  
維持：昭和45年10月から昭和46年3月までに北電に支払った電灯料金

### 助成率

新設：工事費の1/3以内  
維持：電灯料金の2/10以内

### 受付期間

新設、維持ともに4月30日まで  
※申請手続きなどは、市商工課商務観光係へおたずねください。

### 母子家庭の調査に

### ご協力を

市では、四月一日現在で「母子家庭の実態調査」を行います。この調査は、市内の母子家庭の

実態をはあくし、よりよい母子福祉施策をすすめるための資料にするものです。

調査方法は、地区担当の民生委員のかがたが直接母子家庭を訪問のうえ、いろいろとおうかがいしますので、よろしくご協力ください。

なお、この調査事項以外のことでも、市に対する要望などがありましたら、調査票の備考欄に記入するか、直接市福祉事務所福祉相談係へ連絡してください。

### 引揚者特別交付金の

### 請求は三十一日まで

引揚者特別交付金の請求期限は三月三十一日までです。まだ申請手続きをしていない方は、すぐ市福祉事務所社会課に申請してください。

### 地震のときは

### まず火の始末を

日本は、世界で最も地震が多い国で、地震王国といわれ、しかも数年に一回の割りで大地震が発生しています。

地震に火災はつきものので、昭和四十三年五月の十勝沖地震のときも、市内で石油ストーブが転倒して火災が起きています。

地震は、いつ発生するかわかりません。万一発生したときは、火災を起こさないよう、また、火災が起きたときは最少限に喰い止め



### 乳幼児相談 無料

3月22日 市役所保健室 9.30~11.00  
23日 本輪西支所 13.00~14.00  
29日 市役所保健室 9.30~11.00

### 三才児健康相談 無料

3月29日 輪西支所  
対象者…市内の満三才の子ども  
受付時間… 9.30~11.00  
13.00~14.00

### 母親学級 無料

4月14・15日 衛生輪西分室  
21・22日 定員30名 13時から  
※市衛生課へ申し込みください。

### 定時予防接種 毎週

火曜日 衛生輪西分室 13.00~15.00  
水曜日 中島支所 “  
木曜日 市役所保健室 “  
金曜日 市役所保健室 “  
本輪西支所 “

### 接種種目…種痘(満二才まで)

三種混合、小学校入学前種痘、ジフテリア、インフルエンザ(満二才以上)

るよう、常日頃、つぎの点に注意しましょう。

### 火の始末を確実に

ガスの元せん、石油ストーブなどのコックをしめ、電気器具のスイッチを切りましょう。

### 火災通報を早く

電話が不通になることがあります。火災になったら最寄りの消防支署、出張所に早く知らせ隣り近所みんなで協力しあって消火しましょう。

### 国税不服審判所を

### 利用ください

国税不服審判所は、税務署や国税局から独立した機関で、国税に対する納税者の権利救済機関です。国税について、決定や更正をうけたり、差押えをうけたり、申請や請求が認められなかったときなどで、不満があるときは、手続きは簡単、費用もかからない国税不

服審判所をご利用ください。なお、くわしいことは、室蘭税務署が、つぎのところにお問い合わせください。

### 札幌国税不服審判所

(札幌市大通西十丁目、札幌第二合同庁舎 千〇六〇  
電話二二一―九三一一

### 市立病院の診療

### 時間がかかります

4月1日から

市立病院の診療受付時間が、四月一日からかわります。

▽午前：八時半～十一時半  
▽午後：一時～四時

### 市役所の執務

### 時間がかかります

4月1日から

市役所の一般執務時間が、四月一日からつぎのようにかかります。▽平日：午前八時半～午後五時

### 市税の納入は

3月31日までに

お宅の市税は、全部納めましたか？  
まだ納めていないかたは早く完納してください。  
納税の相談は、市役所納税課へどうぞ。

### 少年の外出と非行を

### ふせぎましょう

学年末は、卒業、就職、入学、進学など、少年にとって最も悩み多い時期で、家出や非行も多くなります。子ども心をよく理解し、よい相談相手になって、家出や非行をふせぐよう、みんなで注意しましょう。